

# 村岡・深沢地区土地区画整理事業 村岡工区 工事説明会

---

第1回:令和8年1月14日(水)

第2回:令和8年1月18日(日)

於:村岡市民センター

(いずれも同じ内容の説明会です)

独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)

東日本都市再生本部

## はじめに

- ・村岡・深沢地区土地区画整理事業(村岡工区)での工事着手にあたり、当工区で実施する事業及び工事の概要についてご説明いたします。
- ・また、藤沢市全域が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく宅地造成等工事規制区域内のため、宅地造成工事の内容についてご説明します。

# 土地区画整理事業の概要

- 【事業名称】 藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業村岡・深沢地区土地区画整理事業
- 【施行者】 独立行政法人都市再生機構
- 【所在地】 藤沢市村岡東一丁目、村岡東二丁目、弥勒寺字後河内並びに宮前字後河内及び字裏河内の各一部  
鎌倉市上町屋字山ノ根他
- 【事業期間】 令和5年10月～令和21年3月



# 土地区画整理事業の工事概要

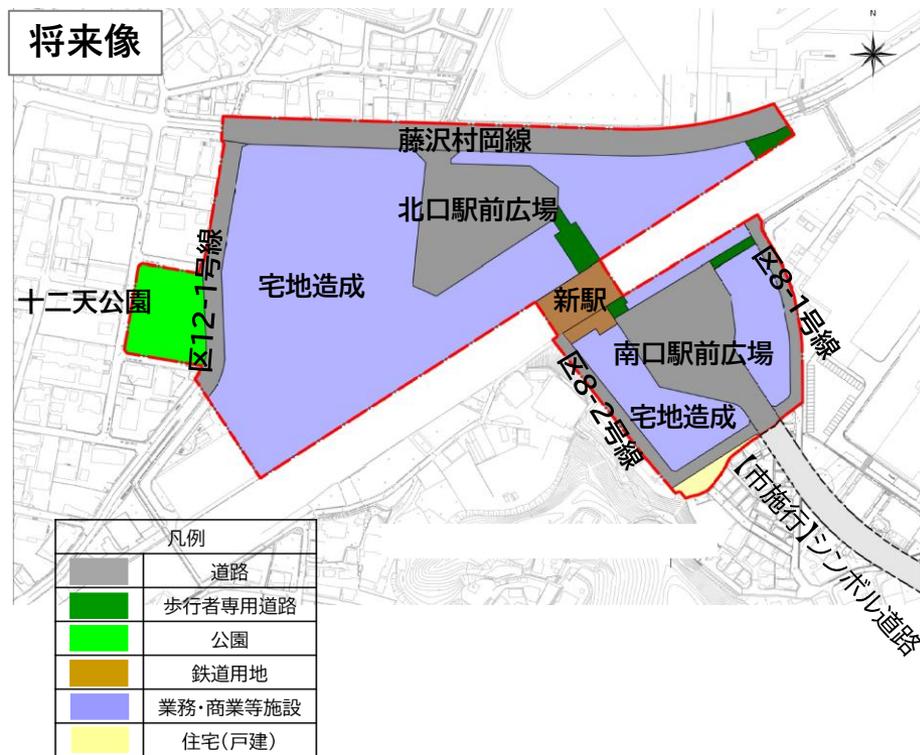
・新駅整備を契機とした駅前広場や道路などの公共施設の整備工事、及び宅地の利用増進を図るための宅地造成工事を行います。

## 【主な工事の内容】

宅地造成(盛土・切土)工事、道路・駅前広場・公園工事、調整池工事、下水道(雨水・汚水)敷設工事



R4.11撮影



# 宅地造成工事（盛土・切土）

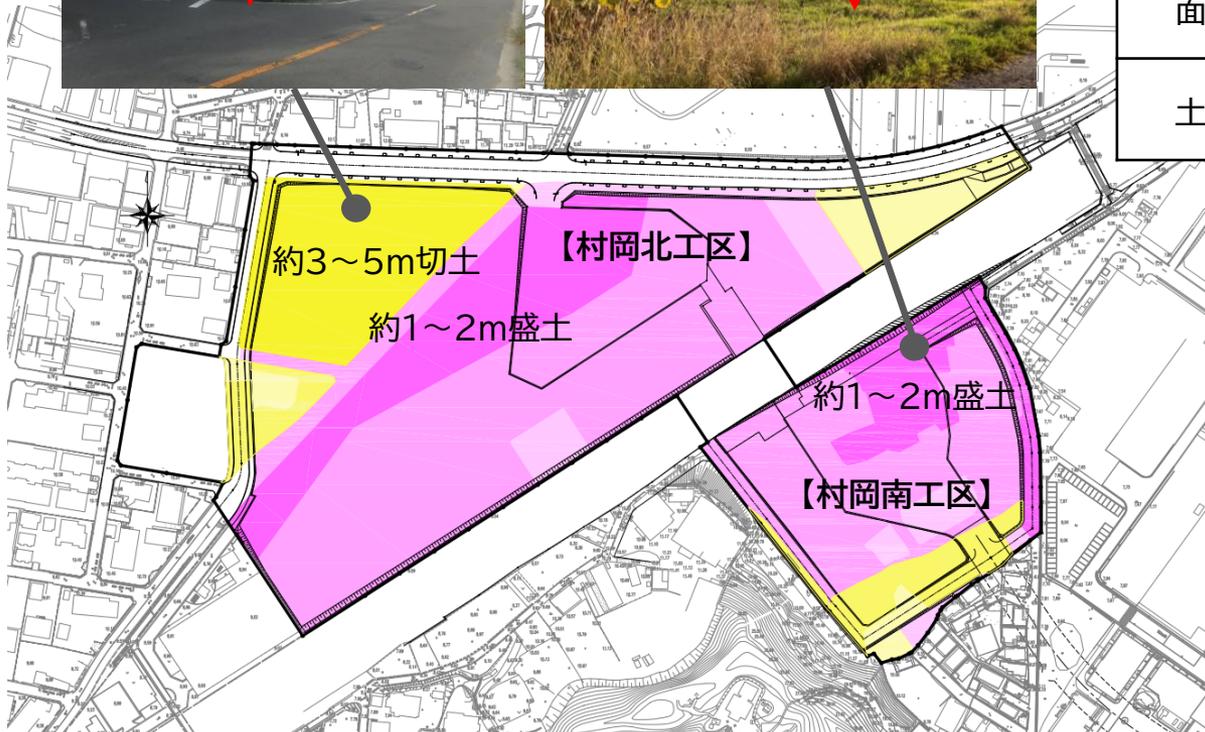
盛土規制法に基づき説明が必要な事項

- 地区内の土地の高低差を解消する造成工事を行います。
- 盛土工事の土は、地区内の土を利用することを基本とし、不足分については、良質な土(砂質土や粘性土)を利用します。



数量	盛土	切土
最大高さ	約2m	約5m
面積	約53,300m <sup>2</sup>	約15,500m <sup>2</sup>
土量	約42,000m <sup>3</sup>	約32,000m <sup>3</sup>

※現時点の計画であり、今後変更になる場合があります。



## 凡例

盛土高		: 1.0~2.0m
		: 0.3~1.0m
		: 0.3m未満
切土高		: 1.0~5.0m
		: 0.3~1.0m
		: 0.3m未満

## 工事概要（工事予定時期）

- ・村岡南工区を令和7～13年度、村岡北工区を令和9～13年度に工事予定です。
- ・令和7、8年度は、村岡南工区の盛土工事を行います。地盤が安定した後、道路等の基盤整備工事を行います。R7年度から土の仮置き場として北工区を使用します。
- ・村岡北工区についても、令和9年度以降、造成工事、道路等の基盤整備工事を行う予定です。
- ・令和14年頃の新駅開業時に駅利用が可能となるよう、基盤整備を進めてまいります。



# 工事中の安全管理

- 工事にあたっては、安全確保のため、工事エリアは周囲をバリケード等で囲います。
- 工事車両が出入りする箇所に、交通誘導員を配置し、車両の安全運行を徹底します。
- 工事車両が工事エリアから公道に出る際は、タイヤを洗浄します。
- 現場作業にあたっては、騒音規制法、振動規制法等、関係法規に従い適切に作業します。



## 凡例

- ↔ : 歩行者通行
- ↔ : 工事車両出入口
- : バリケード設置
- 👷 : 交通誘導員



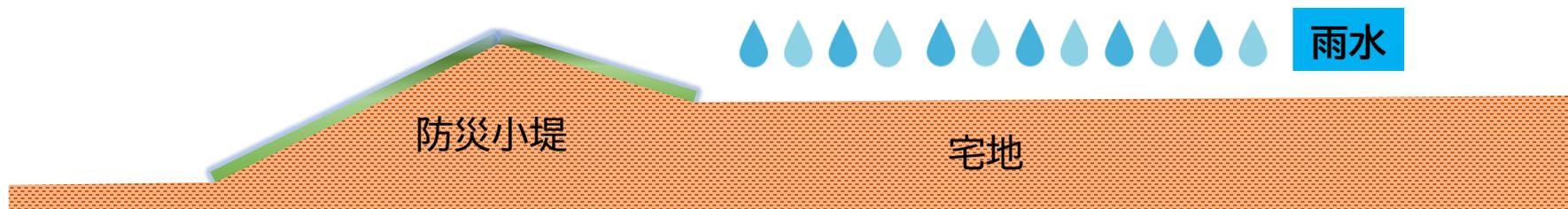
バリケード設置(イメージ)



道路の汚損防止対策  
タイヤ洗浄機(イメージ)

# 工事中の安全管理

- 大雨により土砂等が流れ出ないように、排水路、土のう、防災小堤等を設置します。
- 急な豪雨、台風等に備え、緊急対応資材を現場内に確保します。
- 工事に伴う道路の通行止め、規制等が発生する際は、工事看板での周知や、お知らせ文の配布により、皆様にご案内いたします。



# 令和7、8年度の工事について

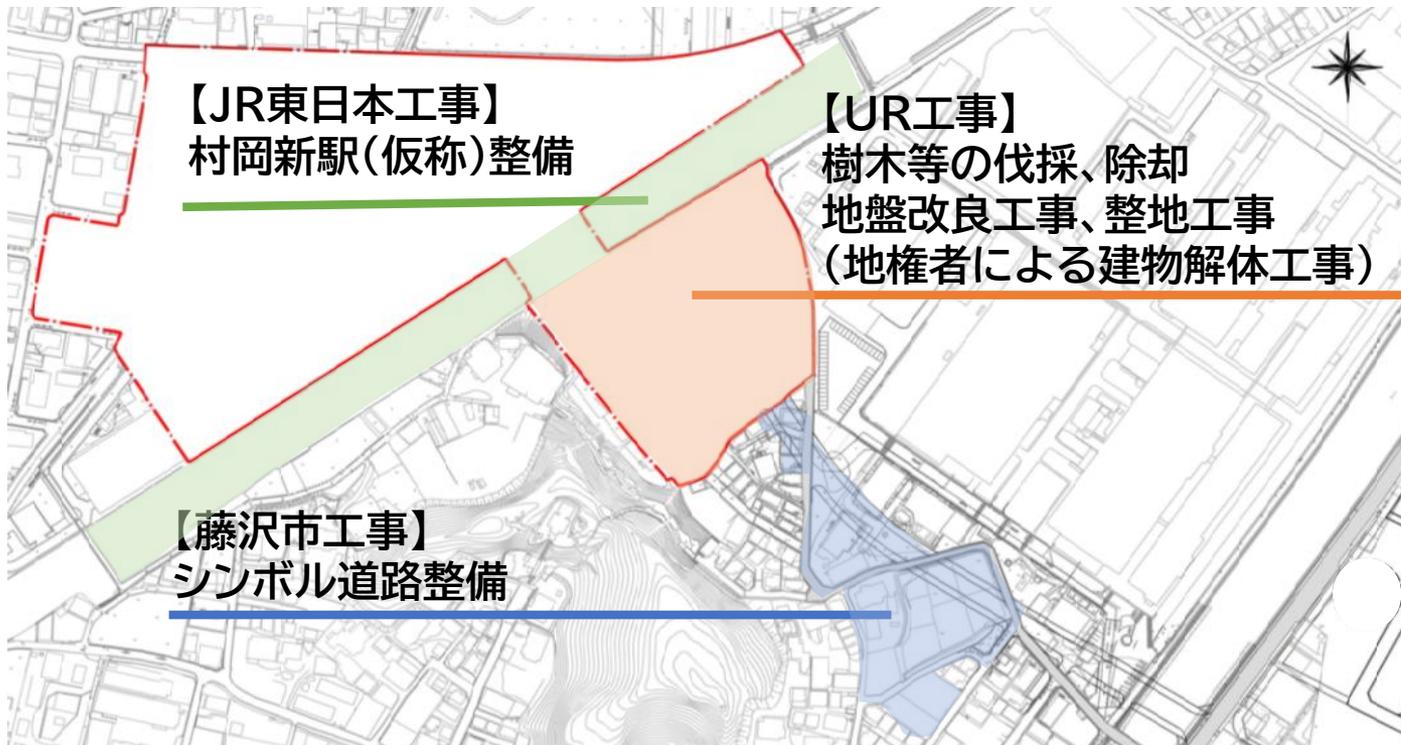
盛土規制法に基づき説明が必要な事項

- ・令和7、8年度に実施する工事について、前田建設工業株式会社が工事を施工します。
- ・今後、以下の工事日程及び時間帯において工事を進めてまいります。
- ・令和9年度以降も工事を実施しますが、URは段階的に工事発注を行うため、工事施工業者は変更になる場合があります。その場合、改めてお知らせ文等により周知します。

工事主の氏名又は名称	独立行政法人都市再生機構
工事が施行される土地の所在地	藤沢市宮前89番4他
工事業者の氏名又は名称	前田建設工業株式会社(現場責任者 太田和誠)
盛土等の行為の目的	土地区画整理事業に伴う公共施設整備及び宅地造成
契約期間(盛土工事着手予定時期)	令和7年12月25日(令和8年4月)～令和9年3月15日
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画	排水を適切に行うため、土側溝を整備 土砂・雨水の流出防止のため、土のう設置、防災小堤等を整備
工事中の災害発生防止のための方法	仮囲い、交通誘導警備員の配置
工事施工業者が有している資格	建設業法第3条第1項に基づく建設業許可 (特-4第2655号)
土砂の性質の区分	第1種～3種建設発生土
工事を行う日程及び時間帯	昼間 8:00～17:00、夜間(実施の場合)20:00～5:00 原則、土日は休工 ※上記を標準としていますが、作業状況に応じて、作業時間を変更する場合があります。

# 令和7、8年度の工事概要

- ・令和7、8年度は、村岡南工区の地盤改良工事及び整地工事を行います。
- ・地盤改良工事では、大型の機械を使用しますので、転倒防止等、安全に配慮します。
- ・村岡南工区は、一度計画する高さよりも高く盛土して、地盤を安定させます。
- ・令和9年度以降に、余計な土を取り除きます。
- ・なお、URの工事と並行して、本地区内の地権者様による建物解体工事や、JR東日本の新駅整備事業、藤沢市のシンボル道路整備事業が並行して行われます。



大型機械(イメージ)



# 令和7、8年度工事での歩行者・自転車通行機能の確保

- ・既存道路を閉鎖し、歩行者及び自転車の通行が可能な歩行者通路を整備します。
- ・歩行者通路は工事の状況に応じて、位置が変更になる場合があります。
- ・通路は、バリケード等で囲い、工事ヤードと区分し、工事車両の運行中は、下図の場所に交通誘導員を配置、また照明を設置し、通行に伴う安全管理を行います。



歩行者通路(イメージ)

既存道路閉鎖(村岡306号線)  
(令和8年3月頃～)

工事の状況に応じて、通行可能なルートが変わる場合があります。

地区内

地区外(藤沢市がシンボル道路を整備中)

※シンボル道路の工事の状況に応じて、通行ルートが変わる場合があります。

凡例

↔ : 歩行者通路

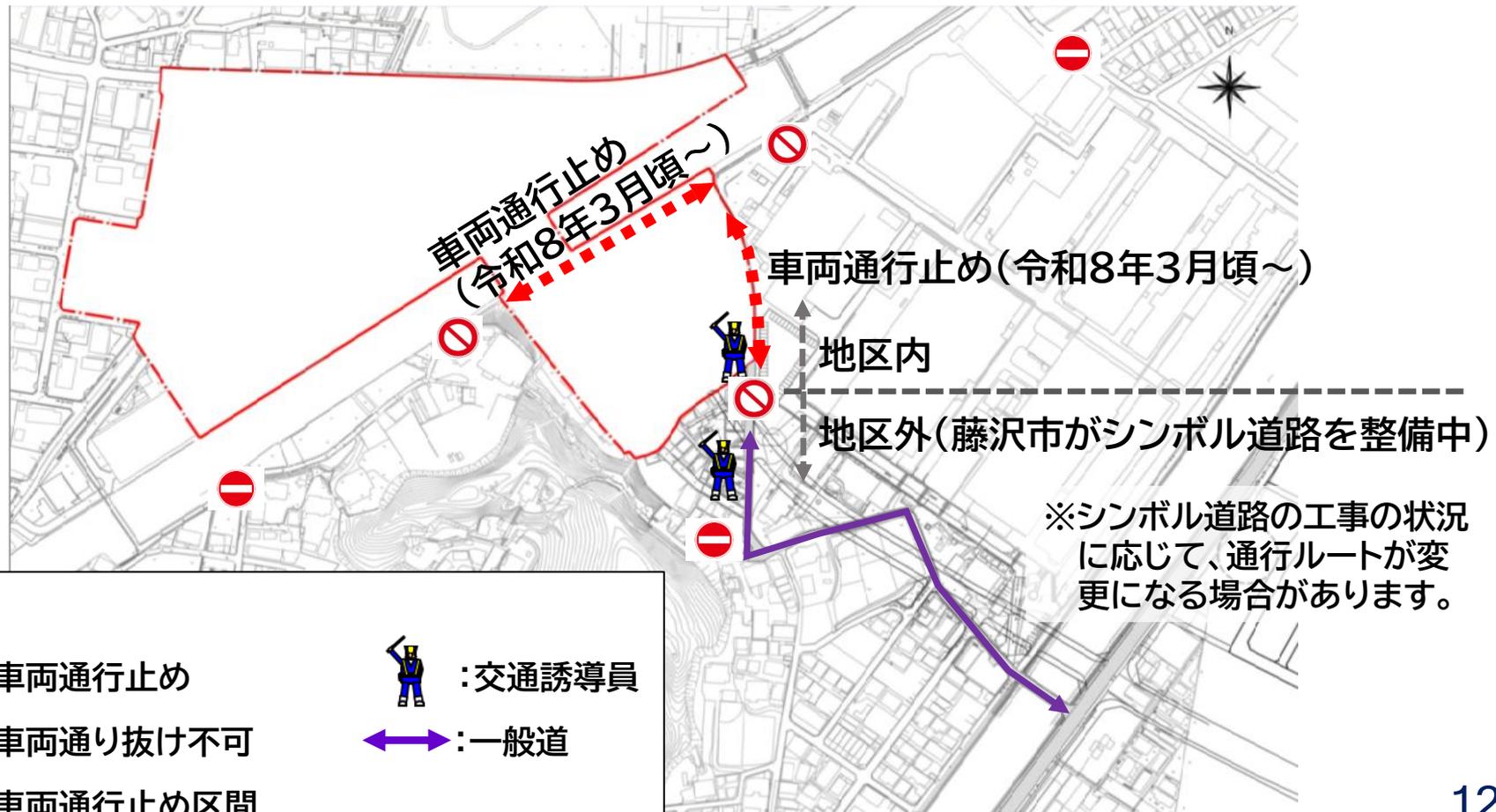
↔ : 一般道(公道)



: 交通誘導員

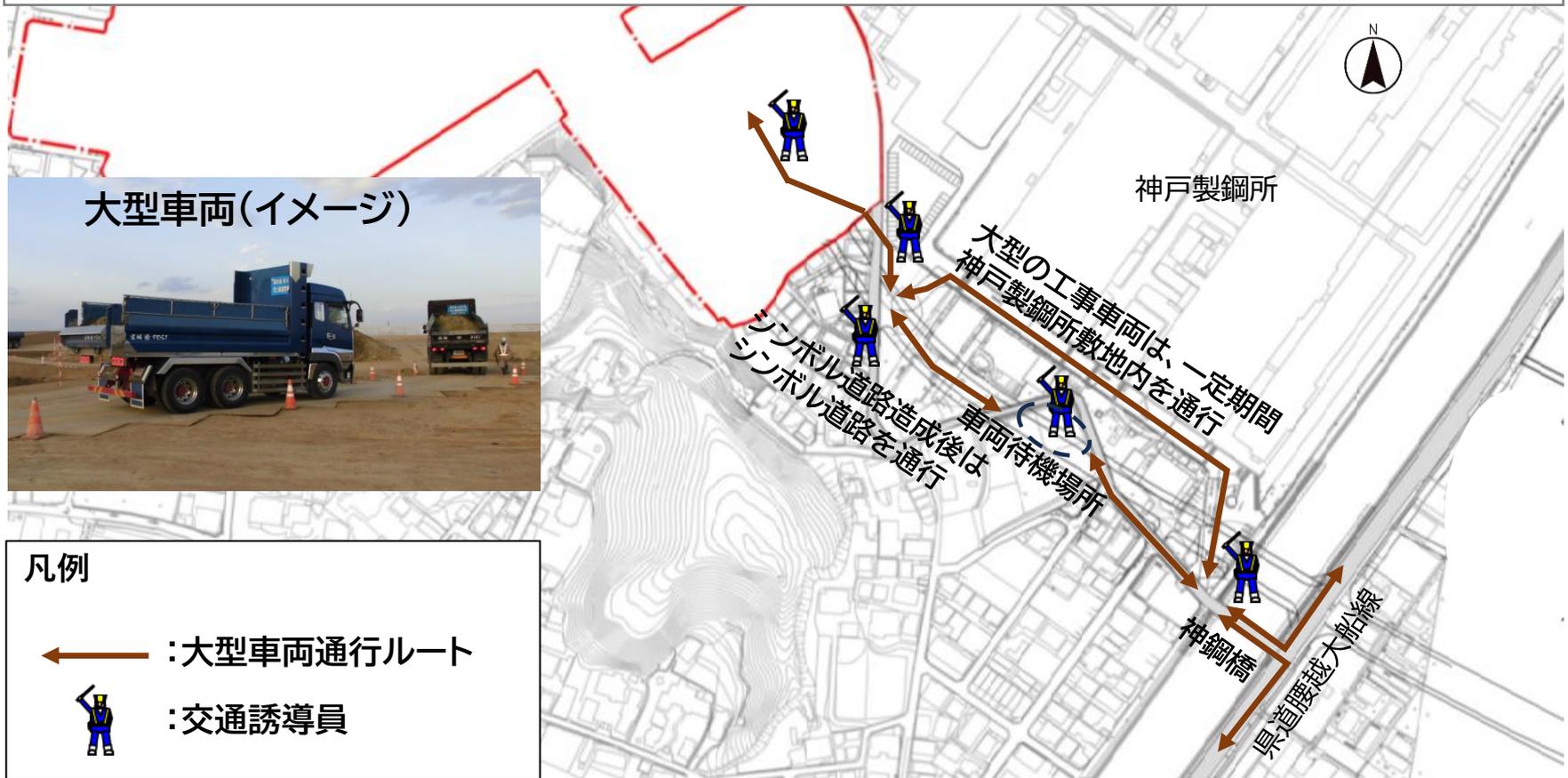
# 令和7、8年度工事での車両通行止め

- ・下図の道路について、車両は通行止めとなります。
- ・下図の位置に、「この先行き止まり」の看板を設置して注意喚起を行います。



# 令和7、8年度工事の工事車両の通行

- 工事車両は、県道腰越大船線から村岡工区に出入りします。
- 既存の道路は狭いので、一定期間、大型車両は神戸製鋼所内の敷地を通行いたします。
- シンボル道路造成後は、シンボル道路を通行します。令和8年10月以降に切替予定です。
- 工事車両の通行にあたっては、複数の場所に交通誘導員を配置して、通行に伴う安全管理を行います。



# 今後の工事に関するご案内

盛土規制法に基づき説明が必要な事項

- ・今後、工事の進捗状況や、新たに発注する工事の内容については、工事看板での周知や、お知らせ文の配布により、皆様にご案内いたします。
- ・工事期間中の通行ルートや安全管理について変更になる場合がありますが、これについても同様にお知らせして参ります。
- ・不明点等がありましたら、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

## 【土地区画整理事業に関する問い合わせ】

UR都市機構 湘南都市再生事務所

連絡先 0467-40-3334

## 【R7、8年度の工事に関する問い合わせ】

前田建設工業(株)東京土木支店 土木部

連絡先 03-3222-0826

## 【まちづくり全般・シンボル道路整備事業に関する問い合わせ】

藤沢市 都市整備部 都市整備課

連絡先 0466-50-3543

## 【JR村岡新駅(仮称)工事に関する問い合わせ】

鹿島建設(株)横浜支店大船藤沢間新駅工事事務所

連絡先 0466-86-5571

—— 社会課題を、超えていく。——

